

平成29年度事業計画

その人らしさを大切に
その人らしさを大切に

社会福祉法人 山口県社会福祉事業団

平成29年度事業計画（目次）

	頁
I 総括的事項	1
II 法人・事務局の取組 経営の基盤づくり	3
III 各施設の重点的取組 選ばれる施設づくり 地域とともに歩む施設づくり	9
1 特別養護老人ホーム 灘海園	9
2 特別養護老人ホーム 伊保庄園	10
3 特別養護老人ホーム オアシスはぎ園	11
4 障害者支援施設 たちばな園	12
5 障害者支援施設 華南園	13
6 福祉型障害児入所施設 はなのうら・障害者支援施設 華の浦	14
7 福祉型障害児入所施設 このみ園	16
8 児童心理治療施設 山口県みほり学園	17
9 児童厚生施設 山口県児童センター	18
10 ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館	19

I 総括的事項

近年、少子・高齢化の進行、生活の質や心の豊かさの重視等を背景として、福祉に対するニーズは増加し、高度化、多様化してきている。

平成28年3月の社会福祉法の改正を踏まえ、新たな理事会及び評議員会の下、経営組織のガバナンスや財務規律の強化、公益的取組の推進等に本格的に取り組むこととなるが、国・県における財政は依然として厳しい状況が続いている中、介護報酬改定等に伴う収入の減少や介護職員確保の困難さなど、施設経営を取り巻く環境は今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれる。

当事業団においては、これまで、「中期経営計画」（H26～H30）に基づき、各種事業を積極的かつ着実に推進しているところであるが、当該計画も4年目となることから、目標の達成に向けて、これまでの取組の進捗状況等を踏まえつつ、自立的経営の確立に向けた取組の一層の強化、老朽化している施設の早期改築など、課題解決に向けて引き続き取り組んでいく。

このため、平成29年度においては、「中期経営計画」に基づき、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、

- ◆ 利用者の立場に立った「選ばれる施設づくり」
- ◆ 地域から信頼される「地域とともに歩む施設づくり」
- ◆ 自立的経営を目指す「経営の基盤づくり」

の3つの基本目標に沿って、国の動向や利用者・地域社会のニーズの変化等を踏まえ、「質の高いサービスの提供」と「自立的経営の確立」を目指した取組を積極的に推進していくこととする。

1 選ばれる施設づくり

- 「中期経営計画」に定める施設種別毎の「施設運営の基本的な考え方」に沿って適切な運営を図るとともに、利用者のニーズが高度化、多様化してきている中、利用者・家族・地域社会等から信頼される施設づくりを推進するため、利用者の意思や個性を尊重し、一層の創意と工夫により、「利用者本位のサービス提供」の取組を進める。
- サービスの自己評価、第三者評価、満足度調査等を通じて、「サービスの質の確保・向上」に取り組むとともに、事故防止や感染症対策、災害対策など「利用者の安全確保とリスク対策」に万全を期すよう努める。
- 全県的に推進される「地域包括ケアシステムの構築」等に向けて、市町や関係機関・団体等との連携を一層強化し、施設サービスや多様な在宅サービスの質の向上に努め、高齢者・障害者サービスの拠点としての役割を果たしていく。

2 地域とともに歩む施設づくり

- 社会福祉法の改正により、社会福祉法人の責務とされた地域における公益的な取組について、新たに各施設において実施するとともに、これまでの「地域貢献プラスワンの取組」を踏まえ、引き続きその他の地域貢献活動にも取り組み、地域におけるセーフティネットの役割を果たしていく。
- 地域との相互交流機会の拡大やボランティアの積極的な受入れ、施設設備や専門的機能の開放など、「地域交流・地域開放の推進」に努める。

3 経営の基盤づくり

- 経営の基盤づくりは、「自立的経営の時代」にあって極めて重要な目標となるものであり、社会福祉法人としての使命と役割を踏まえ、高い信頼性・公正性・透明性の確保に努めつつ、ハード・ソフト面にわたる「経営体制の強化」の取組を進める。
特に、「華の浦学園」については、5月1日から障害児入所施設「はなのうら」と障害者支援施設「華の浦」の併設施設として新たにスタートすることとなるが、これまで以上に質の高いサービスの提供に努めるとともに、経営面での強化にも取り組む。
- 「財務基盤の強化」に向けては、施設改築やサービス拡充のための財源確保が必要であることから、介護報酬の減収など厳しい状況の中、稼働率向上等による収入増やコスト削減などにより施設整備等積立金の確保に取り組むとともに、適切な予算管理や適正な会計処理に努める。
- 「サービス向上を担う人材の確保と育成」については、法人・施設の情報発信を強化しながら、引き続き職員の計画的な採用や処遇改善に努めるとともに、各種職員研修の充実などに取り組む。
特に、当事業団「女性活躍行動計画」に基づき、女性職員はもとより、全職員が家庭生活と職業生活を両立させ、安心して働き続けられる職場環境づくりを引き続き進める。
- 社会福祉法の改正を踏まえ、新たな理事会及び評議員会の下、会計監査人の設置、内部管理体制の整備、事業運営の透明性の向上等に取り組む。

Ⅱ 法人・事務局の取組 **経営の基盤づくり**

1 経営理念等の徹底及び経営の透明性の確保

(1) 経営理念・経営方針等の徹底

全ての職員に対して、当事業団の基本理念“その人らしさを大切に”や三つの基本目標、中期経営計画、事業計画・予算等について、各種会議や研修等を通じて周知徹底を図る。

(2) 経営情報の積極的な公開

社会福祉法人としての経営の透明性を確保し、公正で開かれた事業運営に資するため、定款、中期経営計画、事業計画及び事業報告、財務諸表等について、当事業団のホームページや広報誌「事業団だより」等を通じて積極的に公開する。

(3) 広報活動の推進

- 利用者、家族をはじめ広く県民等からの理解を得るため、当事業団のホームページや各施設の広報誌等を通じて、各施設の運営状況等について広報する。
また、ホームページについては、引き続き、内容の充実や積極的な情報発信に努める。
さらに、事業団の施設、業務内容、職員が生き生きと働いている現場の状況などを紹介するプロモーションビデオの作成及び活用方法について検討を進める。
- 各施設のサービス提供体制やサービス内容等について、「介護サービス情報公表制度」、「福祉サービス第三者評価制度」等を活用して積極的に公表する。

2 経営体制の強化

(1) 施設の移転新築・改修と新たな事業の展開

- 移転新築後、5月1日に児・者併設施設として新たにスタートすると障害児入所施設「はなのうら」と障害者支援施設「華の浦」については、併設する相談支援事業所やこども通所支援事業所と連携し、利用児・者のケアや危機管理体制の充実などに取り組むとともに、地域福祉の拠点施設として、在宅サービスや地域における公益的な取組などを進めていく。
- 「オアシスはぎ園」については、リビング機能等の充実のための早期改修に向けて引き続き検討を進める。
- 「華南園」については、事業団全体での施設の老朽化や収支見込み等の状況を踏まえ、中期経営計画の期間中に改築の基本方向が決定できるよう、必要な調査・研究を行う。
- 「山口県みほり学園」については、引き続き、当事業団が管理者として指定（H28～H32）されたことから、円滑かつ適切な運営に努める。
また、老朽化に伴う改築については、県の主体的な対応に向けて県との協議が必要であることから、引き続き改築内容等についての調査・研究を実施する。
- 「山口県児童センター」については、老朽化が進む大ホールの空調設備の改修に向けて、昨年度実施設計を終えたところであり、県の支援を受けて、今年度改修工事に取り組む。
また、授乳室の整備等について引き続き検討を進める。
- 「山口県社会福祉会館」については、県の支援を受けて、壁面の打診調査と外壁タイルの貼り替えを実施する。また、身体障害者用トイレの多目的トイレへの改修や授乳室の設置など、利便性に配慮した設備等の改修・整備についても、県に要望しながら早期実施に向け、引き続き検討を進める。

(2) 組織体制の整備と職員の適正配置

- 「自立的経営」の確立に向けて安定的かつ効率的な経営を進めるため、適宜、組織体制を見直すとともに、適正な職員配置を行う。
- 職員の定数管理に当たっては、各組織の業務量等を的確に把握し、職員の計画的採用、退職職員の再雇用制度の活用等により、適切に対応する。

(3) PDCAサイクルによる業務改善

利用者へのサービス提供や各種業務の遂行に当たっては、PDCAサイクルによるマネジメントを行い、サービスの質の向上、業務の効率化やコスト削減など、業務全般にわたる改善に努める。

(4) 職員提案制度の実施等

「職員提案制度」については、昨年度も多数の提案（9件）が寄せられ、そのうち最優秀の提案（オアシスはぎ園：コミュニケーションロボットの導入）については、今年度、できる限りの早期導入に向けて検討を進める。

また、今年度も引き続き、斬新な提案を募集し、積極的に事業化することにより、職員の帰属意識を高めるとともに、経営の改善やサービスの質の向上につなげる。

(5) 情報の収集と有効活用

パソコンシステムの活用により、事務局及び各施設において国や県・市町、関係団体等の情報を収集し、迅速な情報の交換や共有化、業務の効率化を進める。

3 財務基盤の強化

(1) 施設改築やサービス拡充のための財源確保

施設の改築・改修や新たな事業の展開に必要な財源を確保するため、稼働率向上等による収入増やコスト削減などにより、計画的に施設整備等積立金を積み立てる。

(2) 適切な予算管理及び適正な会計処理

- 稼働率の向上や業務の効率化等による支出削減を基本として、毎月の試算表により予算執行状況を把握し、適切な執行に努める。

また、既存事業の見直しによるサービス内容の充実とそれに伴う報酬・給付費の加算等について研究を行い、収入増につなげる。

- 経理規程等に基づき適正な会計処理に努めるとともに、監事の監査や指導を踏まえ必要な改善を図るなど、社会福祉法人としての会計処理の信頼性を更に高めていく。

また、新たに会計監査人を設置することにより、財務情報の信頼性の向上や効率的な経営の実現に資する。

(3) 業務の簡素・効率化によるコスト削減

- 各種会議等においてコスト意識を周知徹底するとともに、適切な予算管理の下、コスト削減の進捗状況を点検・把握し、適宜、節減方法の見直しを図っていく。
- 「エコアクションプラン」（H26～H30）に基づく温室効果ガス排出量削減の取組を通じて、コスト削減に努める。
- 業務の流れやサービスの内容・方法について随時検証し、必要なものについては、効率化に向け早期改善に取り組む。

(4) 省資源・省エネ等環境保全への対応

環境への負担の軽減を図るため、「エコアクションプラン」に掲げる数値目標の達成に向けて、水道使用量や電気使用量の削減などの取組を進める。

(5) 安全性と有利性を考慮した資金運用

施設整備等積立金などについては、安全性を基本に有利性も考慮し適切に運用する。

4 サービス向上を担う人材の確保と育成

(1) 専門性の高い人材の確保

- 当事業団の経営やサービスを担う専門性の高い人材の確保を図るため、引き続き理学療法士等の専門職の採用を進める。
- 正規職員の採用試験を行うに当たっては、ハローワーク、福祉・医療関係団体、福祉系大学等に幅広く「受験案内」を配布し、効果的な職員募集に努める。
特に、「職員の母校訪問」を引き続き実施し、実習の受入れや採用試験の受験などについて積極的にPRを行い、人材確保に資する。
- 大学や専門学校等の実習生については、福祉人材の育成という社会貢献の観点に立って、積極的に受け入れる。
- 「女性活躍行動計画」については、引き続き、職員への周知徹底を図るとともに、特に、職員の中途退職の防止に向けた支援の強化と出産・育児期における就業環境の改善のための具体的方策について検討を進め、可能なものから順次実施する。

(2) 各種研修の充実等による職員の資質向上

- 自立的経営を進める上で必要な使命感や能力、質の高いサービスの提供に必要な専門的な知識・技術を持った職員を育成するため、「事業団職員研修実施要綱」に基づき、各種研修を総合的に実施する。
本部研修については、新任職員研修のさらなる充実や外部講師による新たな視点を踏まえた効果的な研修に努めるとともに、セミナー研修の発表内容のレベルアップに向けた取組を進める。
また、施設研修については、施設内での各種研修の拡充に努めるとともに、より高い専門性や幅広い知識の習得に向け、全国研修等への参加機会の拡大を図ること等により、スーパーバイザーとなる職員を育成する。
さらに、県外の先進的な施設等への派遣研修について、職員の積極的な参加を促す。
- 各所属におけるOJTを積極的に展開することとし、特に、新任職員に対しては、チューター制度の効果的運用を図る。また、特定業務嘱託職員や非常勤職員については、OJTを効果的に行う体制を整備し、職務遂行能力の確保・向上を図る
- 「事業団への帰属意識や専門性を高め合う」という観点に立って、職種別・階層別の「情報交換会」の開催や、法人本部職員と施設職員の意見交換会など、様々な形での職員交流・意見交換の機会を拡大する。
- 職員の資質向上を図るため、各種会議の場も活用して、中期経営計画の内容や事業計画・予算等について、周知徹底を図る。
また、人事異動や人材の登用についても、文字どおり「人財」として育てること、職場の活性化を図ることなど、幅広い視野に立って進める。

(3) 資格取得等に対する支援

職員の資質向上を図るため、引き続き、「資格取得等助成要領」等に基づき、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護師等の資格取得に必要な経費の一部を助成する。

また、特定業務嘱託職員についても、介護福祉士や介護支援専門員の資格取得に向けて、引き続き積極的な支援に努める。

(4) 人事考課制度の実施

○ 能力考課については、人材育成や適切な人事配置等に資するため、主任級以上の職員について継続実施する。

また、一般職員については、引き続き試行を継続しながら、本格実施について検討する。

○ 成績考課については、管理職員の成果責任の明確化と効率的なマネジメントに資するため、課長級以上の職員について継続実施する。

(5) 職員の処遇改善

○ 正規職員の給与については、国の人事院勧告の内容等を踏まえ、必要な見直しを行う。

また、資格手当の対象となる資格を拡大し、「日商簿記検定（2級）」、「福祉住環境コーディネータ(2級以上)」及び「臨床心理士」を新たに追加する。

さらに、特定業務嘱託職員については、新たに住居手当を支給するなど所要の改善を行う。

○ 国制度である「介護（福祉・介護）職員処遇改善加算」を活用して、関係職員の給与等の改善を図る。

(6) 障害者雇用の推進

障害者の就労自立を支援する観点に立って、障害者職業訓練の受託やトライアル雇用奨励金等も活用しながら障害者の雇用を進め、引き続き「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の達成を図る。

5 法令等の遵守及び安全の確保

(1) コンプライアンスの徹底

業務管理体制を強化し、各種会議や研修等を通じてコンプライアンスの徹底を図るとともに、関係団体の主催による研修にも積極的に参加するなど、多様な取組を進める。

また、法人の業務の適正等を確保するための体制の整備（内部管理体制の整備）についての基本方針を定め、各種規程の見直しや策定を行う。

(2) 非常災害時等における対策の充実

自然災害や火災、感染症の蔓延などの非常時における対策に万全を期すため、各施設の「消防計画」・「防災マニュアル」の見直しや「事業継続計画（BCP）」を策定したところであり、今後とも、各種計画やマニュアルを必要に応じて見直すこととする。

また、土砂災害等の特別警戒区域にある施設や高潮被害が想定される施設にあっては、立地条件等に応じて想定される災害に係る「事業継続計画（BCP）」を策定する。

さらに、非常災害等に際しては、「非常災害時等における事業団施設間相互支援実施要領」に基づき、迅速かつ的確な対応を図ることとする。

(3) 個人情報保護の徹底

- 「個人情報の保護に関する法令」等の遵守はもとより、「個人情報保護規程」や各施設の関係規程等に基づき、事業団が実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めていくこととし、引き続き、各種会議や研修等を通じて周知徹底を図る。
- 「マイナンバー制度」については、引き続き「特定個人情報取扱規程」の周知徹底を図り、当該規程に基づく適正な管理に努める。

(4) インターネット利用と情報セキュリティ

インターネットを活用して国や県・市町、関係団体等の情報を迅速に収集し、有効活用を図っていく。また、ウイルス対策ソフトを常時更新するなど、情報セキュリティの確保に努める。

6 職員の福利厚生及び健康管理

(1) 福利厚生事業の推進

当事業団の「職員互助会」において、各種の祝い金・見舞金の給付など福利厚生に係る諸事業を継続実施するとともに、「福利厚生センター」や「山口県健康福祉財団」に引き続き加盟し、職員の積極的な制度利用を促進する。

(2) 健康診断の受診の徹底及び年次休暇等の取得促進

- 定期健康診断、夜間業務従事者を対象とする特別健康診断、女性職員を対象とする婦人科検診等を実施するとともに、これらの健康診断等で精密検査や治療が必要と診断された職員に対しては、必要な指導や業務上の配慮をする。
- 年次休暇、夏期厚生計画、リフレッシュ休暇等の取得促進や育児休業制度等の活用について、施設長会議等を通じて徹底を図る。

(3) メンタルヘルスケア等の充実

- ストレスチェック制度については、各所属において、全職員を対象にストレスチェックを行い、必要な措置をとる。
- 各所属において、日常業務の中で職員のメンタルヘルスに配慮するとともに、メンタルヘルスに関する研修会を積極的に開催するなど、対策の充実に努める。
また、病休等からの職場復帰を目指す職員については、各所属において、実情を踏まえた「職場復帰支援プログラム」を作成し、必要な支援を行う。
- 職員が不安や悩みなどについて専門機関に気軽に相談できるよう、引き続き、「職員相談事業」を実施するとともに、職員に対し様々な機会に周知徹底を図る。
- 「セクシャルハラスメント防止に関する規程」や「パワーハラスメント防止に関する規程」の更なる周知徹底を図るとともに、防止に向けた環境づくりを進める。
特に、パワーハラスメント防止の実効性を高めるため、昨年度策定した「パワーハラスメントの防止及び解決に関する対応マニュアル」については、各種会議等を通じて周知徹底を図っていく。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

継	ホームページの内容充実・情報発信
新	事業団のPR用プロモーションビデオの作成と活用についての検討
拡	資格手当の対象となる資格の拡大 (「日商簿記検定(2級)」、「福祉住環境コーディネータ(2級以上)」及び「臨床心理士」を追加) 特定業務嘱託職員の住居手当の支給
新 拡	施設別の新規・拡充の取組 ※「Ⅲ 各施設の重点的取組」に記載(P9～P19)
継	職員提案制度の実施及び事業化
	新コミュニケーションロボットの早期導入に向けた検討
新	社会福祉会館の外壁打診調査及び改修
継	職種別・階層別の「情報交換会」及び本部職員と施設職員の意見交換会を開催
継	各施設でメンタルヘルス研修会を開催
継	「パワーハラスメント防止に関する規程」及び「パワーハラスメントの防止及び解決に関する対応マニュアル」の周知徹底

【平成29年度数値目標】

区 分	数値等	備考
施設整備等積立金の積立額	30百万円以上	
温室効果ガス排出量	H25実績より削減	県計画に準拠し実施
障害者雇用	法定雇用率(2.0%)の達成	
メンタルヘルス研修会の開催回数	各施設1回以上	

Ⅲ 各施設の重点的取組 **選ばれる施設づくり** **地域とともに歩む施設づくり**

【特別養護老人ホーム灘海園】

1 ユニットケアの充実

ユニット型特養として入居者本位で質の高いサービス提供を行う。また、生活と介護とを一致させたユニットケアの充実のために「24時間シート」を活用し、入居者一人ひとりのニーズに応じた安心・安全で快適な生活を提供できるよう支援していく。

さらに、職員相互の指導・育成・資質の向上を図り、これまでの取組と研修等で学んだ先進的取組を参考にした実践化を進め、各ユニットはもとより、施設全体のサービスの質の確保や標準化に努める。

2 在宅サービス等の充実

居宅介護支援事業所が核となり、在宅サービス事業所との連携を一層密にし、住み慣れた地域の中で、できる限り自立した生活が継続できるように総合的なサービスの提供に努める。

また、昨年度地域密着型に移行した通所介護については、地域との結びつきを一層深め、地域ニーズの把握及び対応に努めるとともに、引き続き利用定員の検討を行う。

なお、予防給付から移行した総合事業（通所介護及び訪問介護）については、サービスの質の充実を図るとともに、訪問介護については、基準緩和サービスの実施に向けた検討を行う。

さらに、小規模多機能事業所等の創設に向けて、国・県及び岩国市の動向を注視しながら、引き続き検討する。

3 地域における交流機会の拡大と公益的な取組の推進

従来から取り組んでいる「小中高校生への福祉教育の取組や幼児との交流会」を今後も継続するとともに、新たに岩国市社会福祉協議会（くらし自立応援センターいわくに）と協力・連携し、生活困窮者を対象に「福祉的就労」の場を提供するなど、自立に向けた支援に取り組み、社会福祉法人としての公益的な取組の推進に努める。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

- | | |
|----------|--|
| 拡 | デイサービスセンターの定員増の検討及び総合事業（通所介護・訪問介護）の充実
＊訪問介護の基準緩和サービス（タイプ2）の実施に向けた検討 |
| 継 | 小規模多機能事業所（又はグループホーム）の創設に向けた検討 |
| 新 | 地域における公益的な取組
＊生活困窮者の自立に向けた福祉的就労支援の取組 |

【平成29年度数値目標】

区 分	定 員	稼働率等	備 考
施 設 入 所	100人	97.0%	年間延利用者数
短 期 入 所	20人	85.0%	〃
通 所 介 護	18人	90.0%	〃
訪 問 介 護	—	300回	月平均訪問回数
居 宅 介 護 支 援	—	73人	月平均利用者数

【特別養護老人ホーム 伊保庄園】

1 利用者の個別性に配慮した支援の充実

利用者一人ひとりの状況に応じて、質の高いサービスを提供するため、利用者の個別性に配慮したケアプランを作成・実践する。

特に、加齢等により利用者の重度化が進み、胃ろう造設やたん吸引などの医療的ケア及び終末ケアの必要性が高い利用者が増加していることから、施設内外の研修や自己研鑽を行い、多職種間の連携・協働による適切なケアを実践する。

2 在宅サービスの充実

独居や高齢者世帯の高齢者が、住み慣れた地域で安心して充実した在宅生活を継続できるよう、居宅介護支援事業所が核となり、訪問介護・通所介護・短期入所の各事業所が連携・協力し、利用者一人ひとりのニーズに沿った連続性のあるサービスの提供に努める。

また、今年度、予防給付(通所介護・訪問介護)が総合事業に移行することから、その円滑な移行に努めるとともに、地域密着型に移行したデイサービスセンターの利用定員増については、地域のニーズや総合事業の動向等を踏まえ、引き続き検討する。

さらに、地域における公益的な取組として、地域住民や隣接施設等と連携し、在宅の認知症高齢者の見守りや行方不明の際の捜索活動などを行う「地域安心ネットワーク」の強化に取り組む。

3 危機管理体制の充実

ア 施設が海岸沿いに立地しているため、南海トラフ地震等やそれに伴う津波、台風による高潮等に対する備えや初期活動が重要である。

このため、防災マニュアルや事業継続計画(BCP)に基づく組織体制の整備を図るとともに、災害種別に応じた避難訓練等を継続的に実施するなどの防災対策に取り組み、利用者の安全確保に努める。

イ 新たに防犯カメラを設置するとともに、警察署等と連携強化を図り、不審者侵入時を想定した訓練を実施するなど、防犯対策の強化を図る。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

新 防犯対策の強化

＊防犯カメラの設置

継 デイサービスセンター(地域密着型)の利用定員増(15→18人)に向けた検討等

＊予防給付(通所介護・訪問介護)の総合事業への円滑な移行に向けた取組

新 地域における公益的な取組

＊地域安心ネットワークの強化に向けた取組

(平成29年度:「ひとり歩き高齢者捜索模擬訓練」の実施)

【平成29年度数値目標】

区分	定員	稼働率等	備考
施設入所	100人	97.0%	年間延利用者数
短期入所	14人	50.0%	//
通所介護	15人	75.0%	//
訪問介護	—	300回	月平均訪問回数
居宅介護支援	—	60人	月平均利用者数

【特別養護老人ホーム オアシスはぎ園】

1 自分らしい生活を実現するための支援に向けた取組

利用者の「その人らしい生活」を、最期まで尊重するケアを目指し、生活歴も考慮しながら、できる限り在宅での生活と同じような状態が継続できるよう、また、安心した生活が送れるよう適切な支援に努める。そのため、アセスメントの重要性を認識し、日々寄り添う中から利用者一人ひとりのニーズを的確に把握しながら、その人らしいケアプランを作成し、喜びを感じ、満足してもらえるサービスを提供していく。

また、利用者の安全確保と生活環境の改善を図るため、浴室等の壁の塗り替えやグループホームの浴槽改修を行うとともに、居住棟のリビング機能(共有スペース)等の充実については、前年度実施したシミュレーションを基に、早期改修に向けさらなる検討を進める。

2 リスクマネジメントの強化

利用者の誤嚥の予防に向け、嘱託医と連携し、利用者の嚥下機能の調査・評価、歯科衛生指導、嚥下リハビリテーションを実施するなど、利用者一人ひとりの心身の状況やリスクを分析し、咀嚼機能や嚥下能力に配慮したサービスを提供する。

また、たんの吸引や経管栄養に関する知識・技術についての研修を継続的に実施する。

さらに、事故防止に向けて、引き続き、KYT(危険予知訓練)を実施するとともに、ヒヤリハット、事象事例等のSHELLモデルによる要因分析を行い、リスクを正しくとらえ情報の共有を図る。特に、新たな取組として、リスクの包括的な把握や事前リスクを視野に入れたリスクマネジメントを行う人材を養成するため、資格取得研修(初級リスクマネージャー)の受講を積極的に進める。

3 在宅サービスの充実と地域福祉の推進

在宅の高齢者が引き続き安心して暮らせるよう、介護等に関する相談から予防、日中活動の支援、通所介護、緊急的な短期入所の受入れなど、利用者の様々なニーズに対応できる施設づくりを進める。

また、地域における公益的な取組として、萩市地域包括支援センター等との連携により、「認知症カフェ」や地域の高齢者の移動支援の取組などを検討し、できるだけ早期の実施を目指す。

さらに、これまで実施してきた「高齢者等介護セミナー」や「出前講座」等を引き続き実施し、大井地区の地域福祉の拠点としての役割を果たしていく。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

新	特養の浴室等の壁の塗り替え及びグループホームの浴槽改修
継	居住棟リビング機能充実のための改修に係る検討 *シミュレーション実施結果を踏まえた課題の整理、実施時期の検討等
継	訪問介護ステーションの開設に係る検討
新	地域における公益的な取組 * 認知症カフェや地域の高齢者の移動支援などの取組の検討

【平成29年度数値目標】

区分	定員	稼働率等	備考
施設入所	100人	96.0%	年間延利用者数
グループホーム	18人	98.0%	//
短期入所	16人	78.0%	//
通所介護	30人	69.0%	//
居宅介護支援	—	70人	月平均利用者数

【障害者支援施設 たちばな園】

1 利用者本位のサービスの提供

利用者の高齢化や障害の重度化に伴う心身機能の低下、慢性疾患の悪化等に適切に対応するため、利用者一人ひとりの心身の状況や障害特性に配慮した支援に努める。

また、引き続き、日中の生産活動や余暇活動、夜間帯における個別対応など、様々な場面で支援の充実を図ることにより、利用者本位のサービスの提供に努める。

さらに、グループホームの創設や生活介護の定員について、より具体的に検討する。

2 個別支援サービスの充実

利用者がより充実した日常生活を営むことができるよう、個別支援計画について、適宜、評価・見直しを行うとともに、日中活動の工夫や生活リハビリの充実、福祉用具の活用など、よりきめ細かな支援に努める。

3 相談支援の充実と地域交流・貢献の推進

在宅障害者（児）に対する相談支援の充実に向けて、引き続き、保育所等へ通園している園児や児童等への支援、幼児健診時の相談支援にも積極的に取り組むとともに、柳井圏域の市・町から委託を受けて、各種の相談事業を実施する。

また、利用者による「ハンドベル訪問演奏」や「生産活動による商品の販売」を継続的に実施するとともに、地元の小・中学校等との福祉交流や地域ボランティア活動を通じての地域住民との交流に取り組むなど、地域住民と利用者のふれあいの機会の充実に努める。

さらに、地域における公益的な取組として、低所得者等に対する利用料等の減免措置の実施や独居高齢者・障害者等を対象とした配食サービスの実施に向けた具体的な取組方法の検討を行うとともに、「園だより」配布時の住民の安否確認を継続して実施する。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

継 グループホームの創設等の検討に向けた具体的な検討

継 相談支援事業の充実

＊保育所等の園児や児童等への積極的な支援

新 地域における公益的な取組

＊低所得者等に対する利用料等の減免措置の実施

＊配食サービス実施に向けた具体的な取組方法の検討

＊「園だより」配布時の油良地区住民の安否確認

【平成29年度数値目標】

区 分	定 員	稼働率等	備 考
施 設 入 所	60人	93.0%	年間延利用者数
生 活 介 護	60人	93.0%	//
短 期 入 所	4人	8.0%	//
相 談 支 援	—	25人	月平均計画作成等数

【障害者支援施設 華南園】

1 サービスの質の充実

利用者が夢や生き甲斐を持って主体的に生活できるよう、年1回、利用者一人ひとりに「夢の日（夢かなえる日）」を設定し、「感動」してもらえるサービスを提供するとともに、ユニット活動や個別活動（棟ごとや個々の特性に合わせたプログラム）を充実させ、利用者の「その人らしさを大切に」した活動を展開していく。

また、利用者の高齢化・障害の重度化が進む中、医療機関との連携を強化し、本人・家族の意向を聴きながら、利用者が最期まで顔見知りの人と穏やかに安心して生活できる「終の棲家」としての施設の在り方を検討する。

さらに、将来の改築整備に向けては、昨年度立ち上げた改築プロジェクトの中で、引き続き調査・研究を行い、基本方向の決定に向けて検討していく。

2 在宅サービスの充実

地域の相談支援事業所や関係機関等との連携を密にし、在宅や病院で生活している障害者を生活介護サービス（通所）に積極的に受け入れ、送迎の実施など本人や家族のニーズに柔軟に対応するとともに、障害の特性に応じた活動や訓練を実施し、サービス内容の充実に努める。また、短期入所についても、緊急の受け入れを行うなど、地域での生活が継続できるよう支援し、家族の身体的・精神的負担の軽減に寄与する。

なお、相談支援事業所については、5月1日に移転新築後の華の浦に引き継ぐこととする。

3 地域貢献活動の推進

地域における公益的な取組として、新たに地域の高齢者・障害者を対象とした資源ごみ等の回収サービスや在宅の生活介護利用者の入浴料の減免を実施する。

また、近隣の高齢者世帯等への配食サービスや保護観察中の人たちの社会貢献活動への協力などの取組を引き続き実施する。

さらに、地域貢献活動の一環として、新たに地域のふれあい祭りにおける福祉体験や相談の実施に取り組むとともに、地域住民を対象とした家庭介護講習会を引き続き開催するなど、地域福祉の向上に努める。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

- | | |
|----------|---|
| 継 | 将来の改築整備に向けた基本方針についての調査・研究
*基本方向の決定に向けた検討 |
| 新 | 地域における公益的な取組
*地域の高齢者・障害者を対象とした資源ごみ等の回収サービス
*在宅の生活介護利用者の入浴料減免
*近隣の高齢者世帯等を対象とした配食サービス
*保護観察中の人たちの社会貢献活動への協力 |

【平成29年度数値目標】

区分	定員	稼働率等	備考
施設入所	50人	98.0%	年間延利用者数
生活介護	55人	98.0%	//
短期入所	4人	65.0%	//

【福祉型障害児入所施設はなのうら・障害者支援施設華の浦】

1 利用児・利用者に対する支援の充実

県内唯一となる全室個室の障害児・者併設施設として、平成29年5月に新たにスタートすることとなったが、利用児については小規模グループケアの導入、利用者については障害特性に応じた個室における入所支援や生活介護の充実など、新たな支援計画に基づく支援の充実に努める。

また、防犯カメラの設置や火災・自然災害などの防災対策に十分配慮した建物構造など、ハード面における利用児・者の安心・安全には万全を期しており、引き続き、避難訓練や関係機関との連携など、ソフト面での充実を図り、リスク軽減に資する。

(1) 利用児への支援

利用児は、肢体不自由を主たる障害とする児童が中心となるが、その他の障害のある児童も受け入れ、小規模グループケアの導入による家庭的な温かい雰囲気の中で、児童一人ひとりのニーズに即したきめ細かい支援を行う。

(2) 利用者への支援

障害者施設においては、生活介護と施設入所支援の充実を図るため、ライフステージに応じた自立・自律（自己選択と自己決定のもとで自分らしく生きる）支援やユニット的な活動を重視した寄り添う支援に取り組むとともに、重度化に伴う心身機能の維持や強度行動障害等への適切な対応など、きめ細かい支援に努める。

2 在宅サービスの充実

華南園から移行する相談支援事業所を核として、放課後等デイサービス・児童発達支援、短期入所、生活介護などを組み合わせながら、適切な在宅サービスを提供する。

特に、こども通所支援事業所においては、利用児のニーズに応じて、新たに時間延長による支援を取り入れるとともに、スヌーズレン活動のさらなる充実とコミュニケーション支援を重視した個別療育の推進に努める。

また、相談支援については、関係機関との連携を強化し、在宅の障害児・者の相談にきめ細かく対応し、各種サービスの有効活用を促進するなど、内容の充実を図る。

さらに、将来のグループホームの創設に向けて、引き続き研究を行う。

3 地域福祉への貢献

地域における公益的な取組として、新たに地域の高齢者・障害者を対象とした資源ごみ等の回収サービスに取り組むとともに、独居高齢者を対象とした配食サービスを継続実施する。

また、地域貢献活動として、新施設の多目的室（地域交流室）を活用し、引き続き「子ども福祉体験教室」・「介護教室」を開催するとともに、地域住民・ボランティアに「憩いの場」として気軽に利用してもらおうなどの取組を行う。

さらに、災害時には福祉避難所として、地域の要配慮者を受け入れるなど、地域福祉の拠点としての役割を積極的に果たしていく。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

<p>新 移転後の具体的な支援の取組</p> <p>＊障害児の小規模グループケア及び障害者の生活介護・施設入所支援の充実</p> <p>拡 在宅サービス・相談支援事業の充実</p> <p>こども通所支援事業所におけるサービス提供時間の延長による支援やスヌーズレン活動の充実</p> <p>＊相談支援事業の充実(華南園 → 華の浦)</p> <p>＊グループホームの創設に向けた研究</p> <p>新 地域における公益的な取組</p> <p>＊地域の高齢者・障害者を対象とした資源ごみ等の回収サービス</p> <p>＊独居高齢者を対象とした配食サービス</p>
--

【平成29年度数値目標】

○ はなのうら

区 分	定 員	稼働率等	備 考
障害児入所・短期入所	16人	95.0%	年間延利用者数
放課後等ディ・児童発達支援	10人	95.0%	//

○ 華の浦

区 分	定 員	稼働率等	備 考
施 設 入 所	34人	98.0%	年間延利用者数
生 活 介 護	34人	97.0%	//
短 期 入 所	4人	21.0%	//
相 談 支 援	—	30人	月平均計画作成等数

【福祉型障害児入所施設 このみ園】

1 利用児に対する支援

児童相談所や県立宇部総合支援学校等との連携を一層密にし、利用児が安心して自分らしい生活が送れるよう支援を行う。

また、総合支援学校高等部卒業後の進路を見据え、社会的養護の支援や個別支援、発達支援、自立（進路）支援など4つの支援機能の拡充に努めながら、児童の年齢や障害特性に応じたきめ細かい支援を行っていく。

2 在宅サービスの充実

毎年延べ2, 500名近い利用がある放課後等デイサービスについては、療育内容を更に充実させるとともに、短期入所や日中一時支援などのサービスを組み合わせながら、在宅障害児の支援の拡充に努める。

なお、放課後等デイサービスと児童発達支援を行う「第2こども通所支援事業所」の設置に向けて、引き続き、具体的な検討を行っていく。

3 地域貢献活動の積極的展開

地域における公益的な取組として、「ひとり親世帯の子どもの居場所づくり（このみ園ふれあい塾）」を実施する。

実施に当たっては、「山口県子どもの貧困対策推進計画」や宇部市の「子どもの貧困対策計画」を踏まえ、県・市等関係機関との連携を深め、取組の実効性を高めていく。

また、当園独自の取組である「障害児養育等に関する相談窓口（福祉よろず相談）」の充実に努めていく。

さらに、これまで取り組んできた宇部駅前駐輪場整理や河川敷の美化活動など、利用児によるボランティア活動を一層促進するなど、地域貢献活動の積極的な展開に努める。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

継 放課後等デイサービスの療育内容の充実及び「第2こども通所支援事業所」の設置に向けた検討

新 地域における公益的な取組

* 「ひとり親世帯の子どもの居場所づくり（このみ園ふれあい塾）」
（対象世帯の子どもの「居場所づくり」、「学習の場づくり」、「食育の場づくり」を提供する。）

* 「障害児養育等に関する相談窓口（福祉よろず相談）」の充実

【平成29年度数値目標】

区分	定員	稼働率等	備考
障害児入所	50人	96.0%	年間延利用者数
短期入所	10人	20.0%	//
放課後等ディ・児童発達支援	10人	98.0%	//

【児童心理治療施設 山口県みほり学園】

1 社会的養護の一角を担う施設としての機能の充実

(1) 被虐待児への対応

虐待を受けた児童の入所が増加している中、入所児童が安心・安全な環境の下で年齢相応の経験を重ね、信頼感や自尊心を取り戻し、自己肯定感を高めていけるよう、生活全般の各場面における入所児童の状況に応じたきめ細かな支援に努める。

また、様々な理由により一時帰省できない入所児童が増えている現状を踏まえ、一時帰省実施中の休日プログラムにリービングケア等の視点を取り入れ、内容の充実を図る。

(2) 家族との連携・協働

入所児童の家庭復帰を目指すことを基本に、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所との連携を強化し「家族再統合プログラム」に沿った個別支援を行うとともに、保護者会等の機会を通して、家族との連携・協働を図る。

(3) 心理治療及びグループワークにおける技法の充実

これまでの多様なプログラム・技法や嘱託医の指導・助言を得ながら取り組んでいる身体面の改善を図る訓練技法（認知・作業トレーニング）を継続実施するとともに、昨年度より試行的に取り組んでいる学習面の基礎向上を図るトレーニングの一層の充実を図る。

2 山口総合支援学校みほり分校との連携強化による取組

総合環境療法（心理治療・生活指導・学校教育の3本柱で治療を行う）の効果的な展開を図るため、山口総合支援学校みほり分校との連携を一層密にし、卒園を控えた児童に対するリービングケア（施設退所準備ケア）や、「対人暴力に関する聴き取り調査」など、分校と一体となった取組を継続実施する。

3 地域交流・地域貢献活動の展開

地域における公益的な取組として、新たに、児童相談所との連携のもと、退所児童のアフターフォローに取り組むとともに、地域貢献活動の一環として「出前講座」を計画し、地域における児童心理治療施設の専門的機能の周知と理解の促進を図る。

また、地域の河川敷や神社・公園等の清掃・除草、萩往還道の美化活動など、児童の自主的なボランティア活動等を引き続き積極的に支援するとともに、地区の子ども会やその保護者、高齢者の会との三世代交流を深める「地域ふれあい一日キャンプ」を継続実施する。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

- 地域における公益的な取組
*退所した児童の相談窓口の設置や家庭訪問などのアフターフォローを行う。
- 出前講座の実施
*地域の民生委員・児童委員等を対象に発達障害児や心理治療についての講義を行う。
- 県による将来の改築整備を視野に入れた調査・研究

【児童厚生施設 山口県児童センター】

1 発達段階に沿った遊びや体験学習の推進

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、発達段階に沿った運動や伝承・音楽遊び、創作活動など、「遊ぶ」「観る」「聴く」「創る」「集う」「学ぶ」の6分野にわたる様々な体験や異年齢の子どもたちとの交流ができるイベントなどを積極的に実施する。

また、「ファミリーコンサート」を引き続き実施し、利用者の交流の場と発表の機会を提供する。

さらに、利用者に快適な環境を提供するため、県の支援を受けて、大ホールの空調設備の改修を行う。

2 子育て支援と地域における公益的な取組の推進

健全な遊びや親子のふれあい、世代間の交流などの場を提供するとともに、ホームページ等による各種子育て支援情報の提供など、子育て支援の取組を積極的に推進する。

また、男性や祖父母等の子育て支援に資するため、誰もが参加しやすいイベントを土・日（祝日）を中心に開催するなど、育児参加のための動機付けや知識の習得を支援するとともに、地域の子育て支援に資するため、児童館及び子育てサロン等に専門職員を派遣する「出前講座」を実施する。

さらに、地域における公益的な取組として、育児支援を必要とする者を対象に保健師による無料相談を実施するとともに、子どもたちや地域住民と障害者・高齢者の交流を目的とした「ふれあいコンサート」を開催し、福祉への理解を深める機会を提供する。

3 子どもたちの安全・安心の確保

子どもたちをはじめ利用者が安全・安心かつ快適に施設・設備を提供できるよう、遊具の日常点検・定期点検や防災対策、不審者対策等の充実に努める。

特に、体力差のある子どもが多く集まる屋外広場では、不慮の事故がないよう、遊び方の指導や巡回による見守りを徹底する。

【中期経営計画に掲げる新規・拡充の取組～平成29年度実施分～】

新 大ホールの空調設備の改修

新 地域における公益的な取組

*保健師による育児支援を必要とする者を対象とした無料相談事業の実施

*「ふれあいコンサート」の開催（子どもたちや地域住民と障害者・高齢者の交流を目的としたコンサートの開催）

【平成29年度数値目標】

区 分	利用者数	備 考
プラネタリウム利用者数	22,000人	年間延利用者数

【ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館】

県内の各種社会福祉団体の活動拠点である「ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館」として、福祉団体の拠点機能の一層の向上に努める。

また、社会福祉団体が行う人材育成研修や各種会議等を中心に会議室等を貸し出し、社会福祉・地域福祉の増進に寄与する。

1 社会福祉団体等への事務室の提供（17団体）

- ・山口県社会福祉協議会
- ・山口県福祉サービス運営適正化委員会
- ・山口県福祉人材センター
- ・山口県地域福祉権利擁護センター
- ・山口県ボランティアセンター
- ・山口県生涯現役推進センター
- ・山口県福祉相談室
- ・認知症コールセンター
- ・山口県社会就労事業振興センター
- ・山口県社会福祉士会
- ・山口県児童福祉連絡会議
- ・山口県身体障害者団体連合会
- ・山口県腎友会
- ・山口県共同募金会
- ・山口県障害者スポーツ協会
- ・山口県介護支援専門員協会
- ・山口県社会福祉事業団

2 会議室等の貸し出し

室名	利用人員
大ホール	170人
第1会議室	81人
第2会議室	54人
第3会議室	20人
第4会議室	24人

【平成29年度数値目標】

区分	利用者数	備考
会議室等の利用者数	18,000人	年間延利用者数